交 通 反 則 公 示 通 告 書

1　反則者　　下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知を受けた者

2　通告内容　　告知書（７）記載の金額の反則金の納付

3　通告理由　　（１）反則行為となるべき事実

告知書（２）（３）（４）（５）記載のとおり。

（２）反則行為の種別

告知書（６）記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第１２７条第１項前段及び第１２９条第２項の規定により通告します。
なお、この通告を受けた者は、道路交通法第１２９条第３項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和8年 7月 9日

岡山県警察本部長

告知年月日	告知書番号	告知年月日	告知書番号	告知年月日	告知書番号	告知年月日	告知書番号	告知年月日	告知書番号	告知年月日	告知書番号	告知年月日	告知書番号
R8. 6. 25	25537910	R8. 6. 25	25554359										
R8. 6. 25	25542905	R8. 6. 25	25555820										
R8. 6. 25	25550066	R8. 6. 25	25556367										
R8. 6. 25	25550067	R8. 6. 25	25556488										
R8. 6. 25	25550256	R8. 6. 25	25556489										
R8. 6. 25	25550516	R8. 6. 25	25557708										
R8. 6. 25	25550517	R8. 6. 25	25559157										
R8. 6. 25	25550518	R8. 6. 25	25559543										
R8. 6. 25	25551108	R8. 6. 25	25559544										
R8. 6. 25	25551109	R8. 6. 25	25898579										
R8. 6. 25	25552573	R8. 6. 25	25898822										
R8. 6. 25	25552634	R8. 6. 25	25898967										
R8. 6. 25	25552952	以上	32 件										
R8. 6. 25	25553151												
R8. 6. 25	25553152												
R8. 6. 25	25553153												
R8. 6. 25	25553168												
R8. 6. 25	25553169												
R8. 6. 25	25553170												
R8. 6. 25	25553171												